

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療・ケアチームが、最善の医療・ケアを提供するため、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした医療・ケアを提供する。

最も大切にすべきは患者さんの終末期の人生であり、そのプロセスを大切にすべきである。

2. 『人生の最終段階』の定義

『人生の最終段階』とは、以下の三つの条件を満たす場合をいう。患者の状態を踏まえて他職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

- ① 医師から適切な情報提供を基に、治療により病気の回復が期待できないと判断すること
- ② 患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者・家族・医師・看護師等の関係者が納得すること
- ③ 患者・家族・医師・看護師等の関係者が死を予測し対応を考えること

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づき多職種からなる医療・ケアチームが十分に情報共有し、本人の意思決定を基に医療ケアを提供する。
- ② 時間の経過、病状の変化等で本人の意思は変化しうることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し伝えることができるような支援が求められることから家族等を含めて必要な時に話し合いを行うものとする。
- ③ 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて本人との話し合いを行う。
- ④ 医療・ケアの開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、中止等は医療・ケアチームにより、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- ⑤ 医療ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、本人の身体的な苦痛のみならず、家族等も含めた精神的・社会的な援助を総合的に行う。
- ⑥ 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

時期については、人生の最終段階であると医師・看護師及び、本人・家族等が判断する。意志決定支援にあたっては、医師等は本人の状態に応じた病状説明を行い、本人・家族、医療・ケアチームが情報を共有する。

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

・ 本人の意思が確認できる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。
そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化しうるものであることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録にまとめておくものとする。

・ 本人の意思が確認できない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- ② 家族等が本人意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等のいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録にまとめておくものとする。

・ 複数の専門家からなりう話し合いの場の設置

上記の場合における方針の決定に際し

- ① 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ② 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
については、状況に応じて臨床倫理委員会等にて検討のうえ、方針等についての助言を得る。

5. 意思決定支援においては、正解はなく、各人の多様な意思を尊重しながら支援していくことに留意しなければなりません。

本人の意思を尊重しながら、対等な立場で共同して意思決定を合成し、誰もが迎える死を少しでも納得できるものに近づけるよう、努めます。